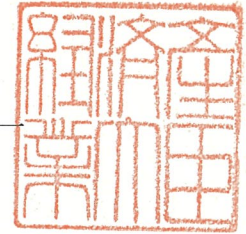


経済産業省

20220307資第13号
令和4年3月9日

原子力委員会
委員長 上坂 充 殿

経済産業大臣 萩生田 光



使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更
について

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）第45条第1項後段の規定に基づき、使用済燃料再処理機構から申請のあった別添の使用済燃料再処理等実施中期計画を変更認可することとしたいので、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、貴委員会の意見を求めます。



使用済燃料再処理等実施中期計画

使用済燃料再処理機構は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」(以下「法」という。)に基づき策定した使用済燃料再処理等実施中期計画(以下「実施中期計画」という。)に沿って、業務を遂行する。その遂行にあたっては、再処理等の事業の安全の確保を最優先とし、着実かつ効率的に進めていくものとする。

一 再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

再処理は、再処理事業者¹である日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)に業務委託²し、同社の六ヶ所再処理施設にて実施する。

再処理を行う使用済燃料の量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(原子力委員会決定)³の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

年度	2022	2023	2024
再処理を行う 使用済燃料の量 (tU)	0	70	170
(参考) プルトニウム回収見込量 (tPut)	0	0.6	1.4

(参考) 2025、2026年度の再処理を行う使用済燃料の量(プルトニウム回収見込量)の見通し
・2025年度：140tU (1.1tPut)
・2026年度：240tU (2.0tPut)

二 再処理関連加工の実施時期、実施場所及び再処理関連加工を行うプルトニウムの量

再処理関連加工(ウラン及びプルトニウムの混合酸化物燃料加工)は、加工事業者⁴である日本原燃に業務委託⁵し、同社の六ヶ所MOX燃料加工施設にて実施する。

再処理関連加工を行うプルトニウムの量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第44条に規定する再処理事業者を指す。
2 法第42条に基づき2016年10月に経済産業大臣の認可を取得。
3 平成30年7月31日 原子力委員会決定。
4 原子炉等規制法第13条に規定する加工事業者を指す。
5 法第42条に基づき2021年6月に経済産業大臣の認可を取得。

年度	2022	2023	2024
再処理関連加工を行う プルトニウムの量 ^{*1,*2} (tPut)	0	0	0

(参考) 2025、2026年度の再処理関連加工を行うプルトニウムの量の見通し^{*1}

・2025年度：0.6tPut

・2026年度：1.4tPut

*1 2025年度及び2026年度の値は、それぞれ2023年度の再処理量70tU及び2024年度の再処理量170tUから得られるプルトニウム回収見込量としている。各年度の実際の加工量は、電気事業者と日本原燃において加工体数を踏まえた加工プルトニウム量を具体化した際、その時点の実施中期計画に適切に反映する。

*2 六ヶ所再処理施設のアクティブ試験で回収されたプルトニウムについては、*1の具体化とあわせて実施中期計画に反映する。

三 その他再処理等の実施に関すること

再処理に伴い分離された放射性廃棄物及び操業に伴い発生した放射性廃棄物については、今後発生する廃棄物を含めて、日本原燃の六ヶ所再処理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理を行う。

海外から返還された放射性廃棄物については、日本原燃の廃棄物貯蔵管理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、冷却に必要な30～50年間の貯蔵・管理を引き続き適切に行っていく。また、今後返還される廃棄物についても、同施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理する。

一、二、三に係る施設の廃止措置に関しては、原子炉等規制法に基づき日本原燃が作成し、公表する廃止措置実施方針を踏まえ、施設の操業終了後に着手することとしている。

以上